

検査室

検査室便り

<検査第一部ウイルス製剤検査室>

ウイルス製剤検査室のルーツは、当所設立時(1956年)に設置された狂犬病予防液検査室ですが、1962年にウイルス製剤検査室と改称し、1964年に組織改編でウイルス製剤第1及び第2検査室の2室体制になりました。さらに2007年4月の組織見直しにより、当室の名称から第1が除かれ、45年前と同じウイルス製剤検査室に戻りました。室名は多少変わっても、狂犬病ワクチンを中心としたウイルス製剤に関わって50年の歴史ある検査室です。

当室の主な業務内容は、馬・犬・猫のウイルス製剤と診断液の検定・検査及び技術的指導と助言です。これらの製剤に関する最近のトピックスを紹介します。

1. 馬用製剤：2007年8月に国内では36年ぶりに馬インフルエンザが競走馬と乗用馬を中心に発生しました。馬用インフルエンザワクチンは、単味と混合ワクチンを合わせて5ロット約120,000ドーズ/年が検定合格になっています。今回の発生は殆どがワクチン接種馬であったことから、軽症かつ短期の発症であり、流行の拡大防止に一定のワクチン効果があると評価されています。流行株の変異に伴い、ワクチン株の変更が過去3回行われていますが、世界的に最近の流行がH3N8型のフロリダ亜系統株によるものであるため、今後のワクチン株の選定と変更が注目されます。また、ウエストナイルウイルス感染症不活化ワクチンは、2002年以降、国内発生時の緊急防疫用資材として当所に備蓄されてきましたが、2007年からは薬事法に基づく製造販売承認がなされ、国家検定が実施されています。

2. 犬用製剤：2006年11月にヒトの輸入狂犬病が国内で36年ぶりに発生しました。急遽、動物用狂犬病不活化ワクチンも追加製造され、2007年度は22ロットの約6,000,000ドーズが流通可能になりました。また、犬用の診断キットでは、犬糸状虫、犬パルボウイルス等の抗原検出用キットが承認されています。最近では犬用エキノコックス症診断用簡易キット(体外診断薬)の実用化へ向けた検討が進められてきており、本症は感染症法に基づく4類感染症で獣医師の届出疾病であるため、本キットの応用が期待されます。

3. 猫用製剤：既承認の猫用製剤には、猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症・猫汎白血球減少症・猫白血病・猫クラミジア感染症に対するワクチンがあります。最近、猫免疫不全ウイルス感染症不活化ワクチンが新たに承認され検定品に加わりました。

次に、当室はプロジェクト研究及び各室課題の調査研究を行っているため、主な課題について紹介します。

1. 経口型狂犬病弱毒生ワクチンの有効性の評価：我が国は狂犬病清浄国ですが、危機管理対策として、万が一、発生した際の蔓延防止策の一つと考えられる経口型狂犬病弱毒生ワクチンの緊急的な使用を想定し、その有効性と安全性を評価するものです。

2. 動物用生物学的製剤における内在性レトロウイルスに関する調査研究：昨年、猫用生ワクチン中に微量(感染は成立しないと考えられる程度)ながら内在性レトロウイルス(RD114)の感染性粒子が検出された事象が報告されました。そこで、生ワクチン中の内在性レトロウイルスの存在状況等を把握し、適切なリスク管理を行うために必要な基礎から応用までの研究を目指しています。

当室は様々な経歴のデコボコメンバーですが、フレッシュな視点と熱意をもって、検査室の古い歴史を継承しながら、新分野にも挑戦できるよう励んでいます。

(ウイルス製剤検査室長 衛藤真理子)

